

秋の火災予防運動 11月9日(119番の日)～15日



全国統一防火標語

『消しましょう その火その時 その場所で』

11月9日(水)から15日(火)までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

火災予防運動期間中、火災予防について、皆さん一人ひとりの一層の注意・ご協力をお願いします。

秋の火災予防運動とは

秋の火災予防運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に実施されます。

これから気温が低く、空気が乾燥する時期を迎えるため、暖房器具の使用など、火災要因は少なくありません。

火気を使用する場合は、完全に火が消えるまで目を離さないなど十分に注意をして、高齢者や幼児が生活する部屋は、1階の避難をしやすい場所にしましょう。

各家庭・職場におかれましては、秋の火災予防運動を契機に、プロパンガス、石油ストーブなどの火を使用する設備、電気器具などの点検・整備を実施してください。

また、家の周囲にゴミや古新聞など、燃えやすいものを放置したままにしているかを確認してください。

住宅用火災警報器を

設置していますか？

点検していますか？

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などへの住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

全国の火災統計では、住宅火災による死者(特に死者の大半が65歳を超える高齢者)が急増しています。



死亡原因の多くは、「逃げ遅れ」で、就寝中に火災に遭遇することで発見が遅れ、死に至る危険性が高いと考えられています。

住宅用火災警報器設置の目的は、寝室に住宅用火災警報器の設置を義務付けることで、住宅火災による犠牲者を減らし、人命と財産を守ることです。

住宅用火災警報器は、「全ての寝室」、寝室が2階などの場合には「階段室の天井付近」に設置する必要があります。

なお、住宅用火災警報器は、早期設置のものであれば、今年で設置後10年が経過します。

住宅用火災警報器が古くなってしまうと、電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感じしなくなる場合があります。そのため、設置後10年を目安に交換をおすすめします。

また、長期間設置をしていると、ホコリなどの蓄積や電池切れを起こしている場合がありますので、定期的に作動確認をして、メンテナンスを行いましょ。

詳しくは、住宅用火災警報器相談室(☎0120・565・911)または市消防本部までお問い合わせください。

11月6日は「119番の日」

◆119番通報のポイント

- ・安全な場所から落ち着いて通報をしましょう。
- ・「火災」か「救急」か「それ以外の災害」かははっきりと伝えてください。
- ・災害の発生場所を詳しく伝えてください。わからない場合は、

目印になる建物や交差点などを伝えてください。

・何が、誰がどうしたのか、災害状況を詳しく伝えてください。

火災…何が燃えているのか、逃げ遅れやケガ人がいるのか。

救急…病人やケガ人の数、状態、なぜそうなったのか。

◆119番の適正利用を

・いたずら電話などは、絶対にしないでください。

・間違えた場合は、すぐに電話を切らずに、「間違いです」と伝えてください。

・お問い合わせでの利用は、ご遠慮ください。

火災や救急などの通報以外で119番を利用すると、消防車や救急車を必要とする方からの通報受信が遅れてしまう場合があります！



問い合わせ

市消防本部

☎0738・22・0800

災害情報ダイヤル(音声情報)

☎0738・22・0119

火災・救急・救助は119番